

改正健康増進法で「たばこ難民」が急増？ 加熱式たばこに救いの手を求めるも、においが気になると言う声も

加熱式たばこを使用している人でも 3割以上がにおいて怒られた経験ありと回答

全国の20歳～59歳の4000人に聞いた 「改正健康増進法に関する意識調査」

総合マーケティング支援を行なう株式会社ネオマーケティング（所在地：東京都渋谷区）では、世の中の動向をいち早く把握するために、独自で調査を行なっております。今回2019年12月17日（火）～2019年12月19日（木）の3日間、全国の20歳～59歳の4000名を対象に「改正健康増進法」をテーマにしたインターネットリサーチを実施いたしました。

<調査背景>

国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された健康増進法が2018年7月に一部改正され、2020年4月1日より全面施行されます。健康について考える機会が増え、喫煙者は受動喫煙防止対策が強化されることにより、さらに肩身が狭くなると感じる方も多いのではないのでしょうか。そこで今回は健康に関する意識や、喫煙者に対し全面施行後の喫煙場所や喫煙配慮が必要になるシーンなど「改正健康増進法に関する意識調査」を行ないました。

報道の一資料として、ぜひご活用ください。

【調査概要】

1. 調査の方法：株式会社ネオマーケティングが運営するアンケートサイト「アイリサーチ」のシステムを利用したWEBアンケート方式で実施
2. 調査の対象：アイリサーチ登録モニターのうち、全国の20～59歳を対象に実施
3. 有効回答数：4000名（20代～50代：各1000名）
4. 調査実施日：2019年12月17日（火）～2019年12月19日（木）

◆「改正健康増進法に関する意識調査」主な質問と回答

- ◆あなたは健康だと思う？：自分を「とても健康だと思う」と答えた人は1割に満たない結果となった。ただし、健康だと思う計は50.4%。
- ◆改正健康増進法についての認知は？：認知計は29.5%、内容まで理解していると回答したのは8.7%にとどまる。
- ◆たばこが吸えなくなったら困る場所は？：「居酒屋」が最も多く77.4%。今回の全面施行で実際に規制される場所が1位となった。
- ◆紙巻たばこの喫煙場所が減少するにあたり、加熱式たばこの使用を考えているか？：56.6%の喫煙者が加熱式たばこへの移行を「考えている」と回答した。
- ◆加熱式たばこのメリットは？：「においが少ない」が66.3%で最も多い結果に。とくに加熱式ユーザーは約8割が回答している。
- ◆加熱式ユーザーがにおいて注意された経験
加熱式たばこのユーザーでも35.7%がにおいて注意されたり怒られたりした経験ありと回答。
なかでも「IQOS/アイコス(高温加熱式)」ユーザーが多く27.6%となった。

改正健康増進法の全面施行により喫煙場所が減少し、喫煙場所に困る「たばこ難民」が多くなることが予想される。紙巻たばこの喫煙場所は激減するため、加熱式たばこ利用者が増えるのではないだろうか。非喫煙者は、喫煙場所を守り、においや煙がなければ許容できると回答。においが少ないというイメージの加熱式たばこでも4割の非喫煙者はにおいが気になった経験があると回答している。

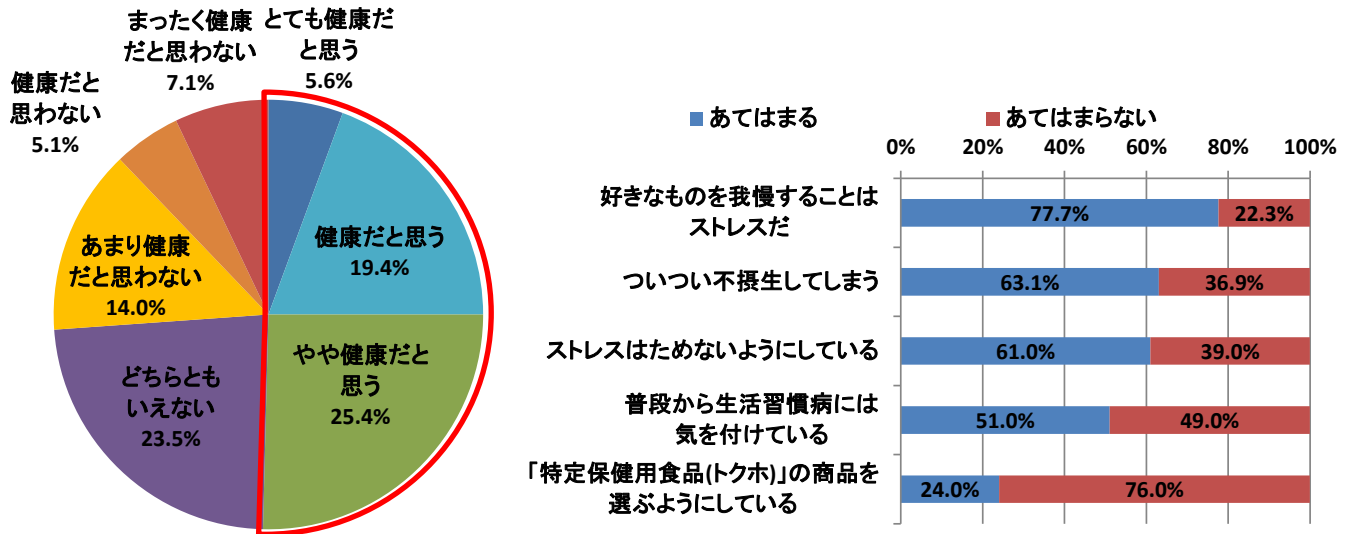
非喫煙者への配慮がより重要となるこれからの時代は「においの有無」で加熱式たばこを選ぶべきではないか。

PRESS RELEASE

2020. 2. 6

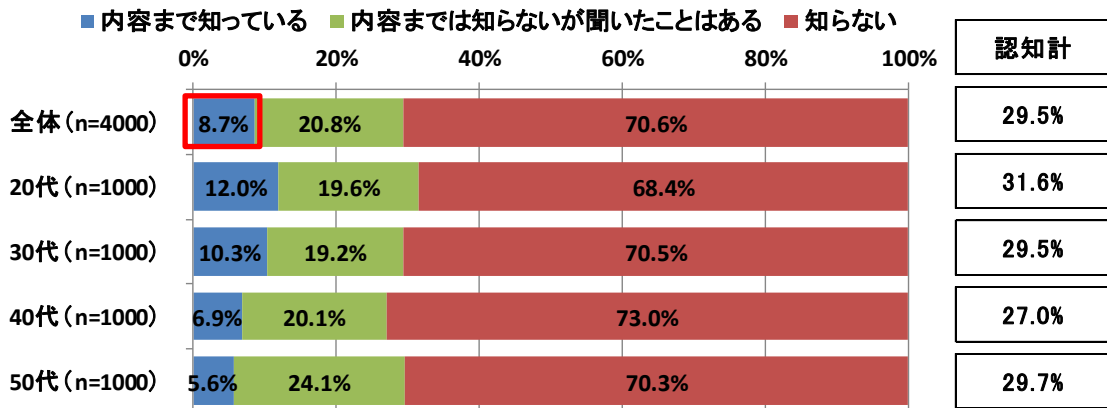
Q1. あなたはご自身のことを健康だと思えますか。(単数回答)【n=4000】

また、健康について、それぞれどの程度あてはまるかをお答えください。(単数回答)【n=4000】



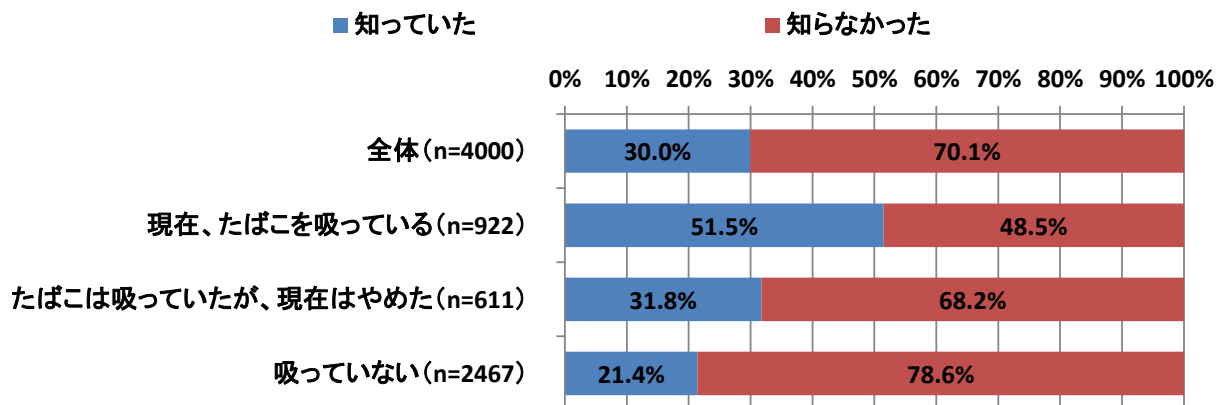
自身を健康だと思えるかとお聞きしたところ、合計 50.4%が健康だと思えると回答しました。ただし、「とても健康だと思える」と回答したのは 1 割未満となっています。
 また、健康についてそれぞれお聞きしたところ、『好きなものを我慢することがストレスだ』と思うという方が最も多く、77.7%が回答しました。ストレスは生活習慣病の原因とも言われています。『ストレスはためないようにしている』61.0%を見てもわかるように、ストレス社会を生き抜くためにストレスを排除しようという現代人のインサイトがうかがえる結果となりました。

Q2. あなたは、2020 年 4 月から施行される、「改正健康増進法」をご存知ですか。(単数回答)【n=4000】



健康増進法とは高齢化に伴い、生活習慣病の増加に対応するため、健康管理のあり方を規定した法律で、2003 年 5 月に施行。「特定保健用食品(トクホ)」や受動喫煙の防止、健診事業について規定されています。その健康増進法が望まない受動喫煙の防止を図るため、2018 年 7 月に一部改正され、2020 年 4 月 1 日より全面施行されます。
 改正について知っているか聞いたところ、知っていると回答したのは合計 29.5%となりました。また、「内容まで知っている」と回答したのは 1 割以下となっています。
 年代で比較をすると、20 代は改正の認知が 3 割を超えましたが、それ以外の年代は 3 割を下回る結果となっています。

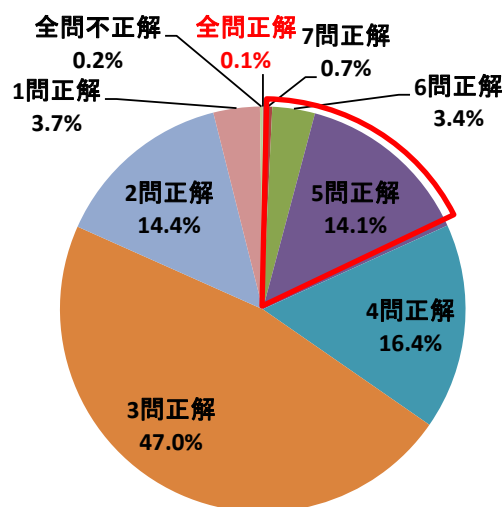
Q3. あなたは、「改正健康増進法」の全面施行によって2020年4月以降に、喫煙場所が制限されることを知っていましたか。(単数回答)【n=4000】



2020年4月から改定健康増進法が全面施行されることによって、喫煙場所が制限されます。喫煙場所が制限されることを知っている方は30.0%となりました。喫煙別で比較をすると、喫煙者は約半数が認知していることがわかりました。しかし、非喫煙者の認知は21.4%と低いようです。

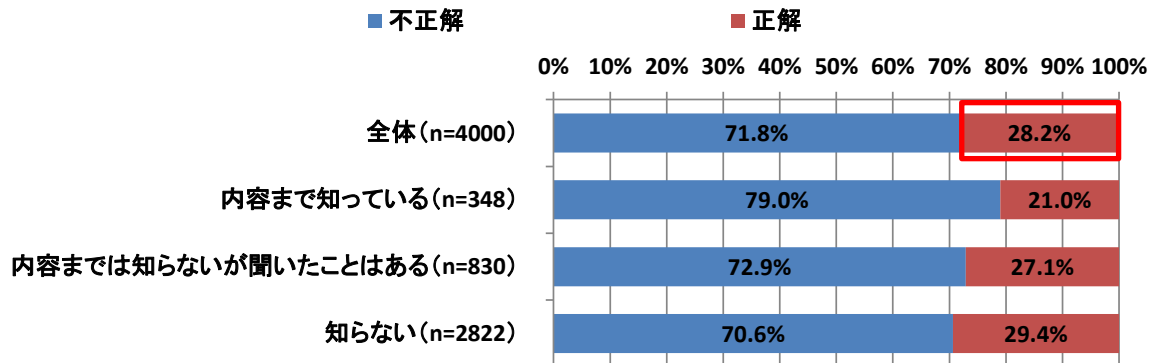
Q4. 2020年4月に施行される「改正健康増進法」の内容として、正しいと思うか/正しくないと思うかをお答えください。(単数回答)【n=4000】

| 質問 | 正解 |
|--|----|
| 改正健康増進法では原則すべての建物が屋内全面禁煙となる | × |
| 改正健康増進法では未成年の喫煙を防止するために一定の場所以外の喫煙の禁止が義務化される | × |
| 改正健康増進法では、受動喫煙防止対策が必要となり飲食店等では屋外での喫煙も対策が必要となる | × |
| 喫煙を主目的とするバーやスナック等では全面喫煙可とすることができる | ○ |
| 改正健康増進法は東京オリンピック、パラリンピックが開催される2020年7月に全面施行される | × |
| 改正健康増進法への違反が悪質な場合、喫煙者に対して30万円もの罰金が科せられる可能性がある | ○ |
| 飲食店や事務所などの屋内での喫煙は紙巻たばこ専用喫煙室/加熱式たばこ専用喫煙室などに限られる | × |
| 宿泊施設の客室はこれまで通り、喫煙室・禁煙室を選択できる | ○ |



8問全問正解できた方は0.1%にとどまり、5問以上正解(正解率約60%)できた方は全体で18.3%のみという結果になりました。4月から執行される改正健康増進法ですが、その内容に関してはまだまだ知られていないようです。

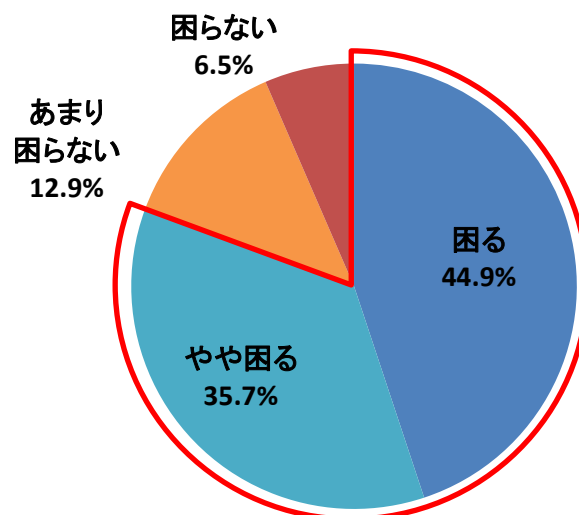
【飲食店や事務所などの屋内での喫煙は紙巻たばこ専用喫煙室/加熱式たばこ専用喫煙室などに限られる】



具体的に質問を見てみると、【飲食店や事務所などの屋内での喫煙は紙巻たばこ専用喫煙室/加熱式たばこ専用喫煙室などに限られる】という項目に対し、不正解の「正しいと思う」と回答した方が 71.8%となりました。正解は「正しくない」となり、正解率は約 3 割となっています。とくに【Q2.】で、改正の内容まで知っているという回答した方の正解率が 21.0%と低い結果となりました。内容を知っていると自身が感じていても実際は正しく理解できている方が少ないようです。

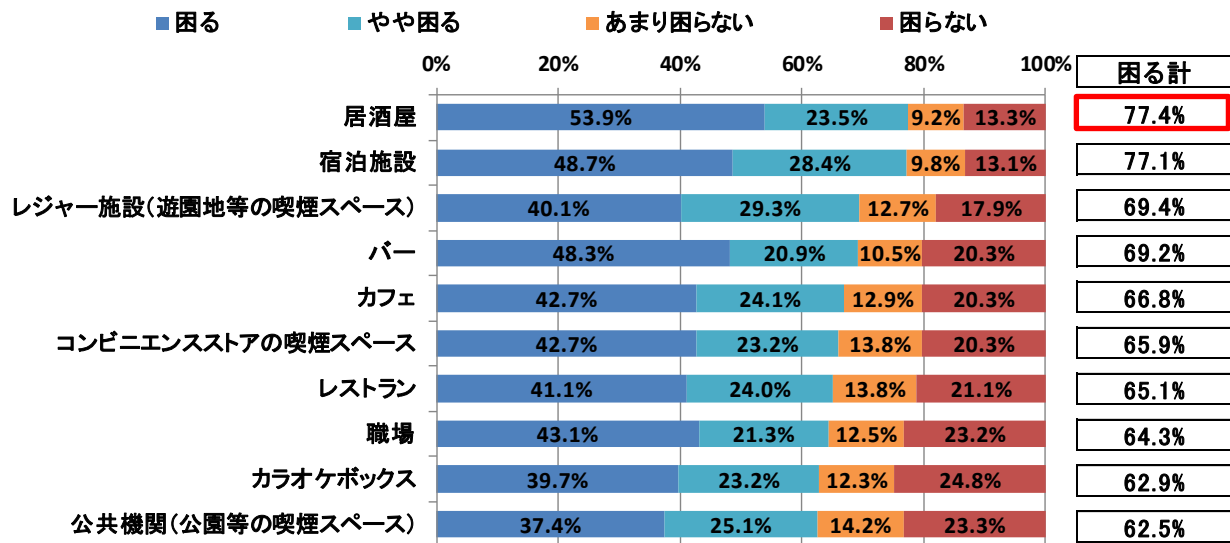
原則、喫煙専用室/加熱式たばこ専用喫煙室に限られますが、喫煙を嗜むバー・スナック、経営規模が小さい既存の飲食店では喫煙可能な場合もあります。施設やお店に入る前に、喫煙可能かどうか「標識」があるのでチェックしましょう。また、紙巻たばこが吸える喫煙専用室は飲食ができず、加熱式専用喫煙室では飲食可能などの違いもあるので注意が必要です。

Q5. 【喫煙者】あなたは喫煙場所に制限が出ることで困りますか。(単数回答)【n=922】



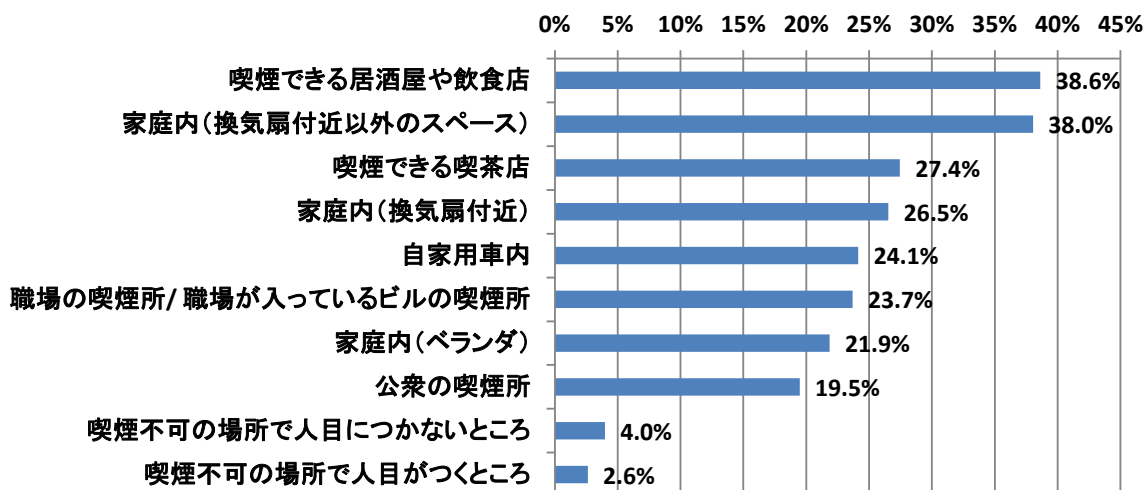
喫煙者に対し、2020年4月に全面施行される「改正健康増進法」で喫煙場所に制限が出ることについてお聞きしたところ、合計 8 割が困ると回答しました。

Q6. 【喫煙者】もしも法改正のため、以下の場所で喫煙できなくなるとしたら、あなたはどれくらい困りますか。それぞれあてはまる割合をお答えください。(単数回答)【n=922】



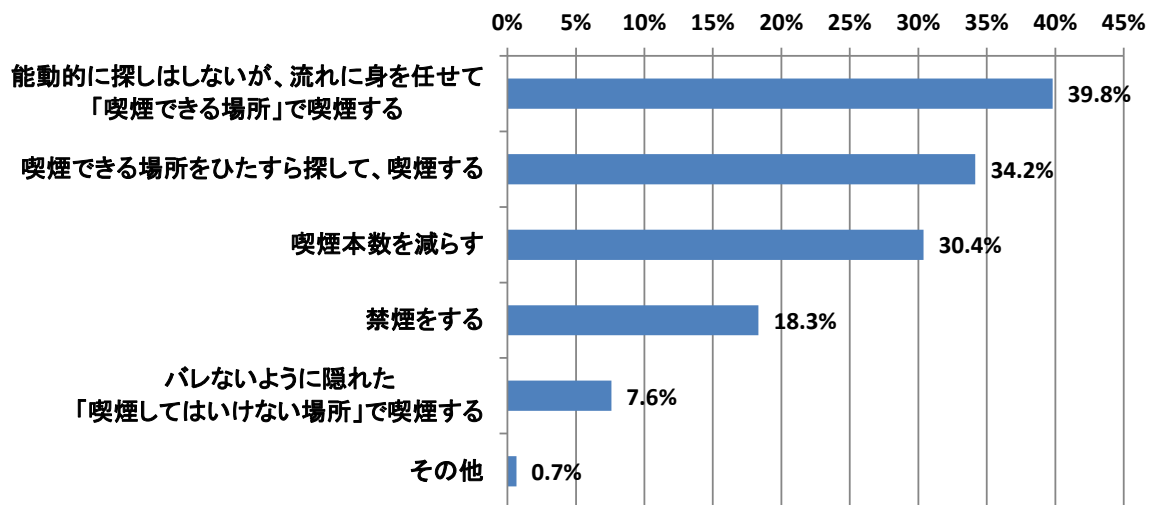
もしも法改正のため、以下の場所で喫煙できなくなるとしたら、どれくらい困るかを場所ごとにお聞きしました。困る計が最も多いのは居酒屋で77.4%。今回の法改正では2020年4月1日以降の新規店/客席面積100㎡超/資本金5,000万円超のいずれかに該当する店舗はすべて対象となり、紙巻たばこは飲食不可の喫煙専用室での喫煙となります。加熱式たばこ専用の喫煙室は飲食可ですが、紙巻たばこユーザーは困るという方が多いのではないのでしょうか。

Q7. 【喫煙者】あなたが喫煙していると回答した場所の内、どこでたばこを吸うのが好きですか。(複数回答)【n=878】



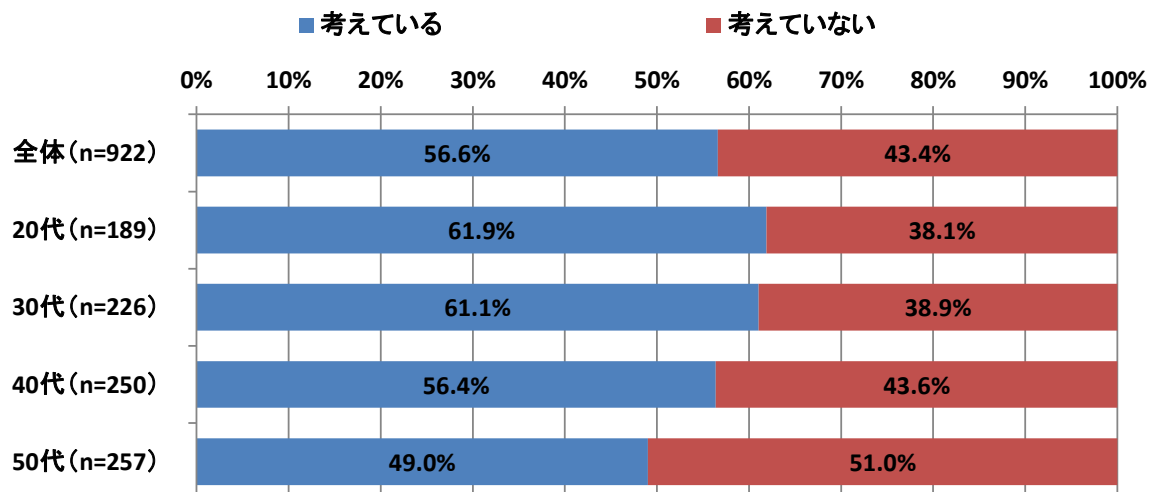
上記グラフの項目の場所で喫煙していると回答した878名に対し、どこでたばこを吸うのが好きかをお聞きしました。その結果、「喫煙できる居酒屋や飲食店」が最も多く38.6%が回答しました。今回の法改正では、紙巻たばこの喫煙専用室は飲食不可となっています。飲食店で吸いたいニーズが高いことから、4月からの全面施行により加熱式たばこへの移行が増えることが推測できます。

Q8. 【喫煙者】2020年4月以降に「喫煙してはいけない場所」が増えることに対して、どのように対応しますか。あなたの今後の喫煙行動にあてはまるものをすべてお答えください。(複数回答)【n=922】



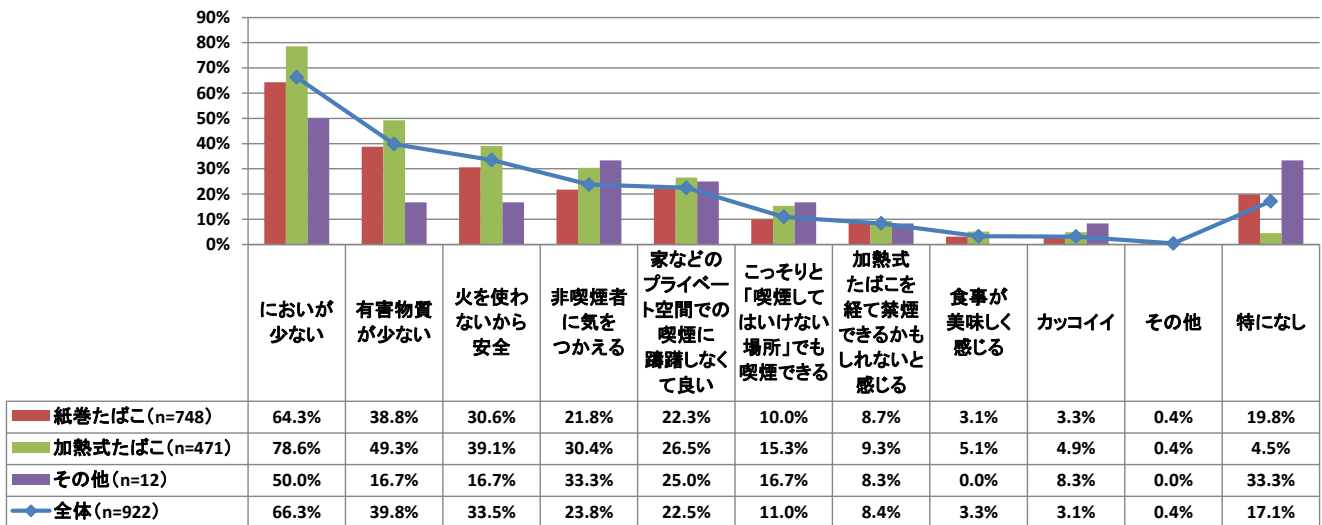
全面施行の対策としては「能動的に探しはしないが、流れに身を任せて「喫煙できる場所」で喫煙する」が最も多く39.8%。次いで「喫煙できる場所をひたすら探して、喫煙する」34.2%となりました。加熱式たばこなら、飲食も可能な加熱式たばこ専用の喫煙室など、たばこを吸うことができる場所が多いので、喫煙できる場所をひたすら探すという人は加熱式への移行を検討してみるのも良いのではないのでしょうか。

Q9. 【喫煙者】たばこの喫煙場所が減少するにあたって、あなたは今後の加熱式たばこの使用を考えますか。(単数回答)【n=922】



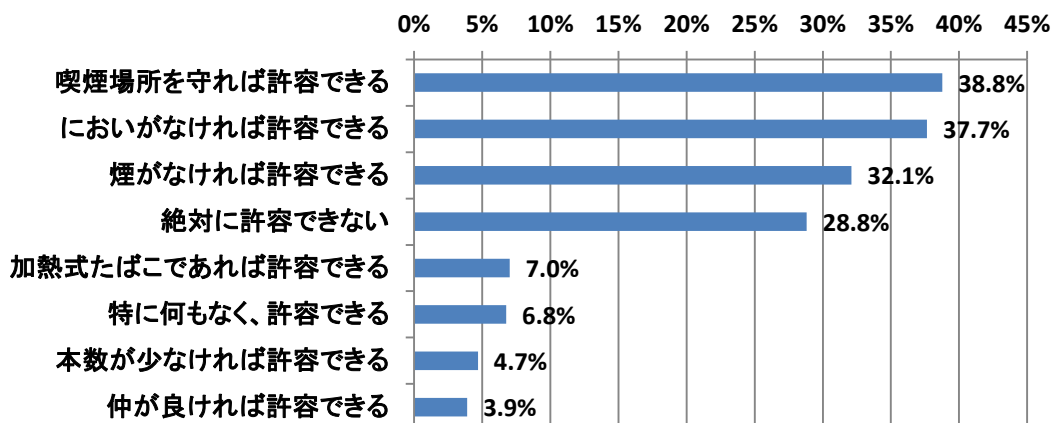
喫煙者の半数以上が加熱式たばこへの移行を考えていると回答しました。年代で比較をすると、20代、30代の6割が移行を考えていると回答しています。

Q10. 【喫煙者】あなたが考える、加熱式たばこの良い点、メリットをすべてお答えください。加熱式たばこを普段吸われていない方でも、イメージでお答えください。(複数回答)【n=922】



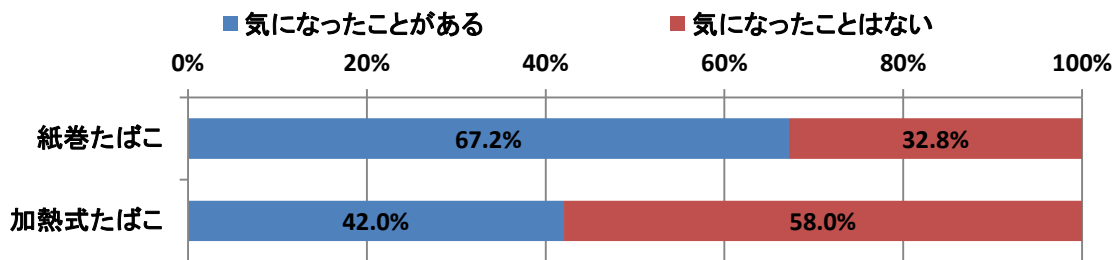
喫煙者に加熱式たばこのメリットを聞いたところ、「においが少ない」が最も多い結果となりました。とくに加熱式ユーザーは約8割が「においが少ない」ことをメリットと回答しています。

Q11. 【非喫煙者】あなたは「改正健康増進法」が全面施行される2020年4月を機に、周囲の喫煙者がどのように振る舞えば喫煙を許容できますか。(複数回答)【n=3078】



非喫煙者は、喫煙者がどのように振る舞えば喫煙を許容できるかを聞いたところ、最も多い回答は「喫煙場所を守れば許容できる」38.8%で、次いで「においがなければ許容できる」37.7%、「煙がなければ許容できる」32.1%と続きます。喫煙場所を守るという当たり前の項目に続き、においや煙がネックになっていることがわかります。

Q12. 【非喫煙者】それぞれのたばこについて、周囲の人が吸うたばこのにおいが気になったことはありますか。(単数回答)【n=3078】

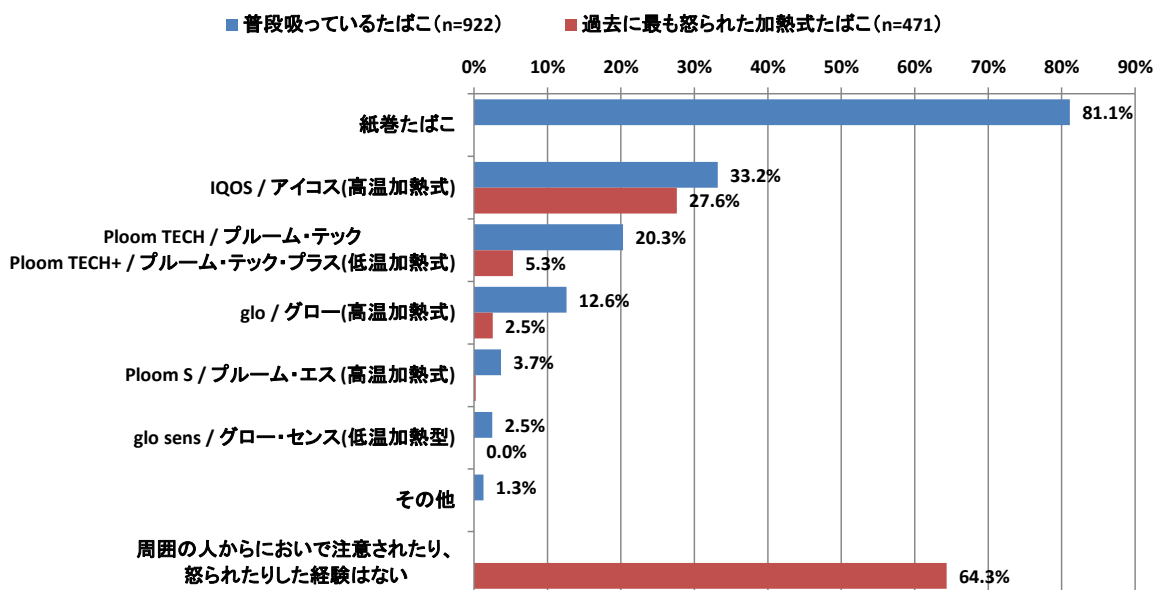


非喫煙者に、紙巻たばこ、加熱式たばこのにおいについてそれぞれお聞きしました。その結果、紙巻たばこは67.2%、加熱式たばこは42.0%の方に、においが気になったことがあるようです。

【Q10.】で喫煙者は、においの少なさが加熱式たばこのメリットと多くの方が回答しています。しかし、4割の非喫煙者は加熱式たばこでもにおいが気になると感じていることがわかりました。

Q13. 【喫煙者】あなたが普段吸っているたばこをお答えください。(複数回答)【n=922】

また、加熱式たばこで、周囲の人から加熱式たばこのにおいで注意されたり、怒られたりした経験はありますか。経験がある方は最も怒られた加熱式たばこをお答えください。(単数回答)【n=471】



加熱式たばこを使用している人でも周囲の人からたばこのにおいで注意されたり、怒られたりした経験は35.7%があると回答しています。中でも「IQOS/アイコス(高温加熱式)」が27.6%と圧倒的に多く、第2位の「Ploom TECH/プルーム・テック、Ploom TECH+/プルーム・テック・プラス(低温加熱式)」は5.3%にとどまる結果となりました。普段吸っているたばこのグラフと比較すると、「Ploom TECH/プルーム・テック、Ploom TECH+/プルーム・テック・プラス」や「glo/グロー」はにおいで怒られた経験が少ないことがよくわかります。非喫煙者への配慮がより重要となるこれからの時代は煙のない加熱式への移行はもちろん、中でも「においの有無」で加熱式たばこを選ぶことが重要なのかもしれません。

■引用・転載時のクレジット表記のお願い

※本リリースの引用・転載は、必ずクレジットを明記していただきますようお願い申し上げます。

<例>「総合マーケティング支援を行なうネオマーケティングが実施した調査結果によると……」

■「ネオマーケティング」

URL : <https://www.neo-m.jp/>

■参考：受動喫煙対策/厚生労働省

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>